

Title	エリザベス治世期における下院の議事手続
Sub Title	Proceedings of the house of Commons under the reign of Elizabeth I
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.4 (2008. 3) ,p.27(361)- 63(397)
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080300-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エリザベス治世期における下院の議事手続

仲丸英起

一・はじめに

一六世紀から一七世紀前半にかけて、イングランド議会では議事手続が徐々に整備されていった。従来この過程は、政府の政策や運営に対する議会の不同意を、あるいは政府からの議会の独立性を示す指標として捉えられてきた。そしてこうした見解は狭い意味での議会史に留まらず、二〇世紀前半の国制史、法制史、政治史といった様々な領域の専門家にある程度まで共通して受け入れられていたと言える。F・W・メイトランド、J・レイ

トリッピ、W・ノートスタイル、W・G・ホルズワース、A・F・ポラードといった人々に代表される各分野におけるそれぞれの議論は、細かな差異はあるけれども「革命」に至る議会の直線的な発展を前提とする点では軌を一にしていった。⁽⁶⁾ そしてこの潮流をいわゆる伝統的歴史学の立場から集大成したのが、二〇世紀中葉におけるエリザベス朝研究最大の碩学たるJ・E・ニールであった。ニールはそれまでの研究者によつて等しく認められた議事手続の発展の大部分を、持論の一つである組織的ピューリタン反対派の行動に帰したのである。ニールによれば、こうしたピューリタンたちは委員会の設置、議論の誘導、隠密裡に行われたロビー活動などによつて、自らに有利となるように議事手続を変化させていったのであつた。⁽⁷⁾

しかしこうした優れてホイッグ的な解釈は、近世イングランド議会史の他の側面と同様、二〇世紀後半にはいわゆる修正主義者たちからの酷烈な批判にさらされることになった。初期ステュアート朝期の議事手続における

主要な新制度を研究したS・ランバートによれば、そこに政治的な動機は見当たらず、「いかなる事例においても議事手続の発展は国制上の重要性を有していない」のであつた。⁽⁸⁾ すなわちこうした変化は、一六世紀後半以降急増しつつあつた法案数に対処するために起きたのである。またG・R・エルトンも、エリザベス治世期における議事手続の新制度と発展は議事を迅速かつ円滑に処理するためにはじてきたり、ニールが主張したような組織的ピューリタン反対派の政治的野心とは全く関連性を持たない、と論じた。⁽¹⁰⁾ さらにM・A・R・グレーヴスは、議事手続の変化において貴族院が果たした役割の重要性を強調した。⁽¹¹⁾ もとも伝統的な解釈の擁護者が全く存在しないわけではなく、T・K・ラブは一連の変化が後に国王に対する政治的武器として用いられる基盤となつたのではないかと考えている。とはいへ、そのラブでさえも議事手続改良の本来的な意図は政治的要因よりもむしろ立法過程に存していたと認めているように、現在ではエリザベス治世期における議事手続の整備を後の内乱の要因と切り離して考えるのが一般的であると思われる。

現在のところ、筆者には議事手続をめぐるこれまでの議論を総括したり、法制史上の意義を分析したりする力

量は無い。したがつて、本稿では同時代人が議事手続に関する書き残した数点の一次史料を中心とし、先行研究を適宜参考しながら、そこから読み取れる何点かの主題について考察してみたい。まず初めに議事手続を扱つた同時代における史料の性質とその成立過程について概観し、次にこの史料に沿つて法案審議過程の整理を試みる。その後委員会を中心として議事手続改良の意図が何であったのかを分析し、そして最後にその手続を同つていた議長に関するこれまでの学説を再検討してみたい。

一、議事手続関連史料

エリザベス治世期議会の議事手続を扱つてゐる史料としては、主にSir Thomas Smith, *De Republica Anglorum*, 1583. およびJohn Hooker, *The Order and Usage of the Keeping of a Parliament in England*, 1572. とW. Lambarde, *Some few notes of the Orders, Proceedings, Punishments, and Privileges of the Lower House of Parliament*, 1584. が知られてゐる。それぞれの著者を中心として、これらの史料の性質について概要を述べてみたい。

De Republica Anglorum (『イングランド統治論』) を著したサー・トマス・スマス (一五二二—一五七七年)

は、若くして「ケンブリッジ大学の華」と呼ばれた学者および外交官である。二〇世紀初頭に R・アルストンによる編集版が刊行されたこともあり、我が国でも法制史家の間では比較的古くからその存在が知られていた。⁽⁵⁾ オリジナル版の出版年は著者没後の一五八三年となつてゐるが、執筆されたのは一五六五年頃と見られている。⁽⁶⁾ メアリ治世期およびエリザベス治世期初期に外交特使として大陸に赴いていたスミスは、そのローマ法に関する知識を生かし大陸との比較を行うことでイングランド国制の独自性を国外に広く知らしめるためにこの書物を著したと言われている。⁽⁷⁾ その叙述様式は、スミス本人の言葉によれば「歴史と哲学の中間」を目指したものであつた。そのため議会に関しても具体的な議事手続を論じている箇所と同時に、国制上の特質を政治思想的に論じている箇所も存在している。議事手続の部分は自らの議員としての経験を反映させたものであろうが、国制における性質の部分についてはスミス自身の見解が色濃く滲み出でていると言えるだろう。

次にジョン・フッカーの *The Order and Usage of the Keeping of a Parliament in England* (『イングランド議会運営のための議事規則と慣行』) に移る。著者自身は

あまり知られていないが、神学者として有名なりチャーチド・フッカーの腹違いの叔父に当たる人物である。祖父、父共にエクセター市長を務めたイングランド西南地域の有力家系に生まれたフッカーは、オックスフォードで法律を学んだ後、故郷に戻り家令 (chamberlain) としてエクセター市の公文書の保管業務などを行つていた。⁽⁸⁾ この古文書家としての技術と知識がサー・ピーター・カルーの目にとまり、フッカーはカルーのパトロネージで一五六九年のアイルランド議会に選出される。この議会ではアイルランド出身の議員とイングランド出身の議員との間に激しい対立があり、イングランド支配の利益を主張したフッカーに対し、アイルランド出身の議員から口汚い罵声が浴びせられるという出来事があつた。これを契機として、アイルランドを啓蒙するためにイングランド議会で用いられている慣行をまとめた書物を出版しようと思い立つたようである。その後イングランドに戻つた彼は、一五七一年エクセター市から議会に選出され、主としてこの時の体験をもとにして『議事規則と慣行』が著されたと考えられる。フッカーは同書の前半部分に中世における議事手続集として知られていた *Modus tenendi parliamentum* (『議会保持規則』) を英訳して収録

しており、『議事規則と慣行』は同書の構成に沿う形式で叙述が進められている⁽¹⁰⁾。それは尚古学者としての自身の面目躍如たるところであつただろう。そしてやはり彼の性格を反映したのであらうか、フッカーは自分の経験にもとづいて議事手続を理路整然と各項目別に再構成しようとした印象を受ける。それゆえスマスほど国制上における理論的な議会の地位について自分の意見を述べていな⁽¹¹⁾。

最後に *Some few notes of the Orders...* (『下院の規則、手続、罰則、特権に関する若干の覚え書き』) の著者とされるランバードであるが、この人物が治安判事マニユアルの著者として知られるウイリアム・ランバードと同一人物であるかどうかについては研究者間でも意見の一致は見られない⁽¹²⁾。しかし、この史料の中に一五六三年における実際の議場での議論を踏まえた叙述が散見されることがから、このランバードが同会期に選出され、下院議員としての経験を持つていた人物であるのは確かである。そしてウイリアム・ランバードはこの時ヨークシ

富ではなかつたにもかかわらずランバードがこの摘録を作成したのは、リンカーンズ・インにおける自身の友人であり、一五八四年の議会における下院議長への就任が内定していたジョン・パクリングの職務遂行を手助けするためであつたと言われている⁽¹⁴⁾。そしていかにも法学院でコモン・ローを学んだ人物らしさが表れているのが、その叙述スタイルである。フッカーが自身の経験をもとに議事規則の定式化を図つたのに対し、ランバードはふんだんに過去の事例を用いて現在の規則を正統化しようとしているように思われる。

以上のように三種の史料は著された時期もその性格も若干異なるのであるが、議会内で実際に行われていた法案審議の過程に限定すれば、その叙述はほぼ一致している。次章では適宜これらの史料を参照しつつ、制定法成立までの一六世紀後半における一般的な過程を時系列的に見てゆくことにしたい。

三・法案審議過程

議会における議事手続は、法案の提出をもつて開始される。これについては前述の三史料に明確な記述がないが、どちらの議院に法案を提出するかは基本的に提出者選出されたのはこの一度きりで、議員としての経験が豊

の裁量に委ねられていた。ただし法案の種類によつては先議権のある議院が慣習的に決まつているものがあつた。例えば一般的な補助税法案は常に下院が先議権を有していたが、聖職者議会で可決された聖職者に対する補助税法案に対する先議権は貴族院にあつた。また所領問題に関する法案の大部分は下院から審議が開始されたが、私

権剥奪、反逆者、国王布告に関する事項、その他国王の許可を有する事項は貴族院の審議が優先された。それ以外の法案については特に先議権のある議院は決まつておらず、どちらに提出するかは提出者の判断に委ねられていた。⁽¹⁾

エリザベス治世期までには、両院共に法案の通過までに三回の読会を経るのが標準的となつていていたようである。⁽²⁾ 提出された法案は、貴族院では議長を務める大法官（多くの場合国璽尚書を兼ねる）⁽³⁾が、下院では各会期開始時に選出された議長が受け取り、書記に手渡される。書記はこれらの法案を保持し、議長の指示に従つて題名の読み上げを行う。⁽⁴⁾ こうして第一読会が開始されるが、ここでは実質的な審議は行われず、未だ活版印刷が普及していなかつた時代にあつて法案内容の議員への告知をその目的としていた。書記が法案の題名を読み上げた後、議

長がその概要を繰り返した。その際には、「何人にも発言させず、次の読会時に助言してもらうようにする。これは説得力ある演説を聴くためであると共に、（第二読会に）より多くの時間を割くためである。⁽⁶⁾」この時点で廃案となる法案は極めて稀であるが、全く存在しないわけでもなかつた。⁽⁷⁾

第二読会では、審議される法案の内容が最初から最後まで読み上げられ、本格的な審議が開始される。ランバードによれば、その法案に賛成・反対いずれか一方を支持する発言が三人以上の議員によつてなされた場合、もしくは双方六人ずつの議員がそれぞれの意見を述べた場合、議長は議場に次のように問いかける。「本法案は審議が尽くされました。諸君のお考えは。本法案を浄書いたしますか、委員会に付託いたしますか。」ここで浄書を支持する声が大きければ、その法案は浄書される。委員会付託を支持する声が大きければ、議長は議員達に委員の任命を嘆願しなければならず、その後その開催日時と場所、本会議に報告がなされる期日を指定する。どちらの声が大きいか判断できない場合、議長は「本法案を浄書させたい諸君は、『賛成』と言つて下さい。」と述べ、この声が収まつた後、「本法案を浄書させたくない諸君

は、『反対』と言つて下さい。」と述べ、その声の大きさで判断を下す。それでも判別できない場合は、双方の議員を分けてそれぞれの数を比較することになる。⁽⁹⁾ここで反対が賛成を上回れば、その法案は廃案となり、同一会期中の再提出は不可能となる。⁽¹⁰⁾

法案が委員会に付託された場合、その委員会には単独で結論を下す権限はない。フッカーによれば、「委員会は付託された事項の整理、改良、検証、修正のみを行う。そして委員会はその内容を再び議会に報告しなければならず、議会によつてその法案が検討されることになる⁽¹¹⁾。」こうして修正された法案が委員長その他によつて議会に報告されると、通常は第二読会から審議が再開される。ただし委員会が相当な修正が必要であるという結論に達し、新たに法案を起草し直した方が好都合であると判断した場合には、その法案は一旦廃案となり、形式上新規の法案が提出し直されて、第一読会からやり直しとなる。⁽¹²⁾

第一読会を通過した法案は、羊皮紙に墨書きされ、第二読会へと進む。第三読会では、法案の要旨が読み上げられて若干の討議が行われた後、議長は採決を行つてよいかどうか議場に問いかける。⁽¹³⁾採決の同意が得られれば、

議長は「読み上げられたような様式と形態でこの法案を通過させたいと思う諸君は『賛成』と、通過させたくないと思う諸君は『反対』と言つて下さい。」と議場に問い合わせ、第一読会の時と同じようにまず声による判断が行われる。ここで判断がつかない場合、やはり双方の議員を物理的に分離して双方の数を数え上げる「採決（division）」が行われる。フッカーによれば、「この採決では、肯定派が立ち上がって、（衛視によつて）その場にいたあらゆる人々の前方に作られた空間に移動する。それから議長は議員数を算出するためにその空間に着席させる最初の一人あるいは四人を指名しなければならない。次にそれ以外の議員が一人ずつ順々に着席してゆく。」このようにして賛否が最終的に決着し、可決された法案はその旨書きにより証されて他院に送付される。否決された場合その法案は廃案となり、第一読会の時と同様同一会期中には再提出されない。⁽¹⁴⁾

法案が送付された議院では、再び三読会手続が取られる。ただし第一院では、既に第一院で法案の実質的内容や文面はかなり検討されているので、第一院よりは法案通過に要する時間が短くて済むという傾向があつた。「しかし貴族院と下院との間で法案の修正に異論がある

場合、両院の中から数人の特別な人物が集つて協議し、

一方の議院が他方の議院の意図を理解する必要がある。⁽¹⁵⁾」これが両院協議会であり、かなり頻繁に開かれたようである。第二院でも法案が可決された場合、同じく書記による証明がなされる。第二院によつて修正がなされた場合、その内容が証明書に記載され、修正条項が法案に付加される。⁽¹⁶⁾その場合法案は第一院に再送付され、承認を受ける。以上の手続が全て終了すると、その法案は両院で可決されたことになり、会期最終日まで書記によつて保管される。

会期最終日、貴族院での閉会の儀式の最終盤に各法案に対する国王の認否が示される。貴族院に二人いる書記の内、「議会の書記」がその会期中に両院を通過した法案を読み上げ、「国王の書記」が各々に対して国王の賛否をフランス語で読み上げる。⁽¹⁷⁾その際に、「国王は（自分自身では）いかなる法案も追加したり削除したりできず、ただ議会の諸階層から面前に提示された結論を受諾するか、さもなければ拒絶する他ない。」こうして国王の承認を受けた法案は、「今や紛れもないイングランド王国の完全な法として認められるのである。」もちろん全ての法案が国王の許可を得られたわけではなく、拒絶

されて廃案となるものも存在した。

以上が同時代の史料から再構成した法案審議過程の概略である。もちろん基本的に王権の絶対性が留保されている当時のイングランドでは、現代的な意味での政党制も議院内閣制も存在していない。また司法・行政・立法の三権も依然未分化で議会の独立は保障されておらず、制度上最終的な法案の成否は国王の意向にかかるていた。だがたとえこうした留保がなされるにせよ、三読会制や委員会への付託あるいは両院協議会など、名誉革命以降に成立してゆく政党政治下の議会へ引き継がれてゆく制度の原型が既に一六世紀後半にはほぼ確立していた点は注目に値するであろう。⁽²⁰⁾法的には発議権を欠き統治に参加できなかつたフランスの全国三部会や、基本的に皇帝の行つた提案を叩き台として審議を行い、実質的な審議権は選帝候部会と諸侯部会にしか与えられていなかつた神聖ローマ帝国議会⁽²¹⁾と比較するだけでも、当時のイング

ランド議会における議事手続の完成度の高さは容易に看取される。第一章でも述べたように、従来の議論ではこれが何らかの意味で議会の政治的独立性を示す指標であるのか、それとも単に法案の増大に対処するための議事運営効率化の結果であるのか、という点が問題となつて

きた。次にこの時期まさに整備されつつあつた委員会制度に焦点を当てて、この問題に関する若干の分析を試みたい。

四・委員会制度の成立をめぐつて

ホイツグ的解釈枠組みの中には、一六世紀後半以降に開始される委員会制度の整備は紛れもなく国制上の下院「発展」の重要な一里塚であった。ノートスタイルンは、「エリザベス治世期晩年に委員会制度が急速に発展し、枢密院は大部分の委員会では思い通りに事を運んでいたものの、この制度の拡大は彼らを益するところではならなかつた。」と述べている。またニールは一五七年議会で初めて史料に登場してくる不平に関する委員会 (committee for grievances) について、「この制度は下院の常任委員会の一つとしてエリザベス治世期後半および初期ステュアート朝期において発展することになり、私的立法とは区別されるものとしての公的立法における主導権獲得に際し、最も重要な要素となるものであつた。」として、やはり政府および国王に対抗する手段として下院が委員会を発展させていったという認識を示している。

こうしたノートスタイルンやニールの著作に代表されるように、従来特に注目されてきたのは一七世紀に入つて確立された全院委員会制度および常任委員会制度であった。したがつて修正主義による批判もこの主題に集約される傾向があり、取り上げられるのは必然的に初期スチュアート朝期が中心となつてきた。フッカーやランバードの叙述からエリザベス治世期には既に議事手続に委員会制度が組み込まれていたのは確実であるにもかかわらず、なぜこの時期にそれが確立していくのかという問いに答える本格的な研究は、これまでのところほとんどなされていない。⁽⁴⁾ ここでは委員会への枢密議官の出席という観点から委員会の果たしていった機能を分析したR.C. マンデンの論文⁽⁵⁾と、各会期における主要議題を審議した委員会に関する筆者が知りえた若干の事実にもとづき、この問い合わせを探求してみたい。

マンデンは、かつてD.H. ウィルソンが下院における枢密院の政治的役割の低下を示すために提示した統計上の数値⁽⁶⁾を、「委員会が取り扱っている事項に注意を払わなければ何の意味も無い」としたランバートの批判にもとづき、改めて委員会の内容を分類する統計処理を行つた。その際にマンデンが用いた分類は、一、「コモン

(表1) 提出法案内容内訳

	① 提出 法案数	② ①の内 委員会付託数	③ ②の内 枢密院出席数	④ 成立 法案数	⑤ ③の内 ④の数
コモンウェルスに関する不満	12	7	4	1	0
宗教に関する問題	32	18	3	4	1
法律改革	63	51	3	13	1
農業、公益、産業の運営	107	87	5	15	0
社会統制	57	40	3	11	1
私的、個人的、地方的問題	118	90	5	64	3
国家政策および財政	46	24	13	23	4
小計	435	317	36	131	10

全法案中委員会付託割合	73%
全委員会中枢密顧問官出席割合	11%
全委員会付託法案中制定法成立割合	41%

R. C. Munden, "All the Privy Council Being Members of this House": A Note on the Constitutional Significance of Procedure in the House of Commons, 1589–1614', *Parliamentary History* 12, 1993, Figure 2. The Subject-Matter of Bills 1589–1614, p. 120. より作成。

ウエルスに関する不満」、二、「宗教に関する問題」、三、「法律改革」、四、「農業、交易、産業の運営」、五、「社会統制」、六、「私的、個人的、地方的問題」、七、「国家政策および財政」の七種類である。調査対象はエリザベス治世期末期の四会期（一五八九年、一五九三年、一五九七年、一六〇一年）およびジェームズ治世期に入った五会期まで（一六〇四年、一六〇五年／六年、一六〇六年／七年、一六一〇年、一六一四年）である。ここではエリザベス治世期の四会期に注目し、マンデンの数値に従いこの四会期を合算したのが（表1）である。⁽⁸⁾

この表を見てまず気づくのは、委員会に付託された法案数の多さである。四会期中に下院に提出された四三五法案中、三一七法案が委員会に付託されており、その割合は七三パーセントにも及ぶ。エリザベス即位後に初めて委員会制度の本格的運用が開始された事をを考えると、一六世紀後半には急激に委員会数が増加し、その重要性が高まつていったと考えられる。しかし一方で委員会に付託された法案中、制定法として成立したのは一三一法案（四一パーセント）に留まっており、委員会に付託されたとしても半数以上の法案は

廃案になつていた状況も見て取れる。

次に枢密院の関与について考察してみよう。まず全体として枢密議官全員が出席している委員会数がかなり少ない点に気づく。三一七委員会中で枢密議官全員が出席したのは三六委員会のみであり、わずか一一パーセントに過ぎない。こうした状態では委員会を通じて政府側が議事を直接的に統制しているとは考えにくく、ノートスタンインのように「エリザベス治世期末期には、少なくとも部分的には、依然として枢密院は委員会の制御を通じて支配権を維持⁽⁹⁾できていた」と主張するのでさえ無理があるのではないだろうか。たとえ何らかの影響力を及ぼしていたとしても、それはかなり限定的であつたと言わざるをえない。

さらに委員会の内容について見てみると、表に記載されている七分類中、比較的枢密院が出席している割合の高い委員会は「コモンウェルスに関する不満」(五七パーセント)、「国家政策および財政」(五四パーセント)の二つである。「コモンウェルスに関する不満」には独占、徵発権、財務府行政など、また「国家政策および財政」には補助税や外交など、共に国家全体に関わる重要な問題が含まれているので、この両者において枢密院の

関心が高くなるのは当然とも言える。しかしそれ以外の五項目はいずれも出席率が二〇パーセントを切つており、前二者と比べ関心が高くなかったと推測される。さらに枢密議官が全員出席した委員会で審議された三六法案中、制定法となつたのは三分の一弱の一〇法案に過ぎない。もちろん政府に不都合な法案に対し、あえて枢密議官が全員で委員会に出席して法案の通過阻止を図つたという可能性も考えられる。特に「コモンウェルスに関する不満」では制定法となつた法案が一つも存在せず、そうした可能性は十分に考えられる。しかしさしあたり国家全体に関わらない問題を扱つた五項目、併せて一九の枢密議官が全員出席した委員会に着目しても、制定法として成立したのは六法案に留まつてゐる。そのためこうした法案成立の低い割合は、法案審議過程における枢密院の影響力の総体的な弱さを示してゐると考えられる。こうした結果をふまえ、マンデンは次のように結論づけてゐる。「私見では、枢密院は何らかの『国家的』支配権を及ぼすとして所与の委員会に携わるようになつていつたのではなく、他の利益集団と同じく委員会の構成員に『正式な』方法で任命されていたのである。なぜならそうした委員会は自らを枢密議官に任命した国王あ

るいは女王の——言いかえれば彼らが代表していた利益集団の——利害に關係があつたからである。⁽¹⁰⁾」そしてこの仮説に立ち枢密院を数ある利益集団内の一つと見なせば、枢密議官といえども下院内で特別な地位を享受できなかつたことになる。したがつて積極的な意味においても消極的な意味においてもその影響力は絶対的とは成りえず、それが（表1）の数値となつて表れてゐると考えられる。

では続いて各会期の主要議題を審議している委員会の出席者に関する検討に移りたい。筆者はD・M・ディー⁽¹¹⁾ンが提起した「法案全体に反対の発言を行つた議員は、その法案を審議する委員会に任命さうるのか」という問題に示唆を受けて、これを掘り下げるべく多少なりとも総体的な調査を試みた。⁽¹²⁾ここで各会期の主要議題に関する委員会を選択したのは、これらが政府はもとより下院議員もかなり関心を集中させた問題であり、委員会の構成員について何らかの操作が行われるとすれば、それがどちら側からであるにせよ比較的その影響が出やすいと考えられるからである。⁽¹³⁾ただし本稿では委員会構成員名の欠落といった史料上の制約、および委員会任命以前の議論の多寡などから、一五七一年の反逆罪法案、一五

八年のメアリ・ステュアートに対する法案、一五九七年の独占に関する法案に絞つて検証してみたい。

まず一五七一年の反逆罪法案の委員会設置に至る過程について簡単に触れておきたい。⁽¹⁴⁾この問題については四月九日に枢密議官の手による公的な法案が提出されたが、即座にトマス・ノートンから彼が自ら起草した法案に沿つて修正がなされるよう提案が行われた。⁽¹⁵⁾両者の内容を要約すれば、前者は地方に教皇の勅書を流布する行為を反逆と見なしているのに対し、後者は口頭での発言、著述、その他の行為によつて君主の合法的称号を一度でも否定する行為を反逆と見なすものであつた。そして一五六八年五月にスコットランド女王メアリがイングランドへ亡命した点を考慮に入れると、後者の法案がメアリをその対象としているのはほぼ明らかである。それゆえ、枢密議官であつたサー・フランシス・ノリスが代弁しているように、「(自身に対する直接的な) 反逆行爲に対する処罰を望まない」エリザベスにとつてノートンの対案はあまりに急進的で望ましいものではなかつた。

(表2) 1571年4月12日任命反逆罪法案審議委員会構成員

議事録に見られる氏名	HPT での記載名	発言の有無
Sir Christopher Haydon	Sir Christopher Heydon	
Sir Henry Nevill	Sir Henry Nevill	
Sir Nicholas Arnolde	Sir Nicholas Arnolde	○
Mr. Servient Manwood	Roger Manwood	○
Mr. Servient Jeffrey	John Jeffrey	
Mr. Heneage	Thomas Heneage	○
Mr. Stokes	Adrian Stokes	○
Mr. John Vaughan	John Vaughan I	
Mr. Bell	Robert Bell	○
Mr. Mounson	Robert Monson	○
Mr. Popham	John Popham	○
Mr. Norton	Thomas Norton	○
Mr. Dalton	James Dalton	
Mr. Fleetwood	William Fleetwood	○
Mr. Yelverton	Christopher Yelverton	○
Mr. Goodyer	Henry Goodere	○
Mr. Allforde	Francis Alford	○
Mr. Louge	Henry Long	○

*「議事録に見られる氏名」とは同時代の史料に表れる議員名であり、「HPT での記載名」とは P. W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558–1603*, 3vols., Her Majesty's Office, 1981. での各議員の項目名または個別名である。以下(表3)(表4)も同様。

行つていた議員は、筆者が確認できる限りで一〇名存在する(表2)を参照)。だがその内容は下院全体が最終的にノートン法案賛成に回ったかのようなニールの叙述とは異なり、議員によつて様々であった。もちろんノートンに強い賛意を表している議員も存在する。クリストファー・エルザートンは、メリの息子すなわちジ

エームズに王位継承権を認めるべきではないと主張しているし、ロジャー・マンウッドは「女王陛下を異端であると認める者は、間違いなく陛下に異端の苦しみを味わせよう」と望んでいるのであり、そういうた者は火刑に処されるべきである」として、両者ともノートン以上に急進的な意見を述べている。しかし一方で、ノートンに

対し長い反対演説を行つたヘンリー・グッディアードの様な議員も存在している。その中でグッディアードはノートン法案が「明らかに過去の時代を尊重している」が、「同種の法はこれまでのところ見当たらない」としてその遡及性をまず批判し、さらに「(この法案は)不可思議な理解によつて汚され、またそれに巻き込まれており、理解できないのみならず自分以上に奇妙で狡猾であるような人物により」作成されたものとして、法案起草者であるノートン自身をも激しく非難している。⁽¹⁸⁾さらには議論はこの二派の対立に終始したわけではない。ヘンリー・ロングは現在と過去において反逆に対する罪の重さは変わらないとして、冷静にグッディアードに反論している。⁽¹⁹⁾またトマス・ヘニジは「修正された法案が審議されるか、あるいは両法案と共に女王の学識ある顧問官に図るべきである」と述べ⁽²⁰⁾、これにウイリアム・フリートウッドが具体的な根拠を示して同調している。⁽²¹⁾もし下院が二ールの主張通りノートン法案に賛成という点において一枚岩であり、さらに委員の任命権を握っていたとすれば、グッディアードは当然排除されるはずであった。逆に枢密院が自らの法案を通すために委員の任命に何らかの働きかけをしたとすれば、ノートン、イエルヴァートンの「(メリーランドの処刑は)神の教会がこれまでなしえ

ン、マンウッドらは排除される可能性があつた。しかし結果的にはそのような事態にはならず、両者の法案を一つの委員会で審議することになり、ここで触れた議員は全てその構成員として任命されたのである。⁽²²⁾

次に一五八六年のメアリ・ステュアートに関する法案に移りたい。この当時急務となつていたのはカトリックの脅威への対策であつた。一五八三年にはエリザベス暗殺計画が露呈するに及んでスペイン大使が逃亡し、翌年にはオーデルラントのオラニエ公ウイレムが暗殺された。これを受けて開催された一五八四年から八五年にかけての議会では、当然の如く脅威の中心となつているメアリの処刑が焦点となつたが、結局エリザベスはこれに対し首を縊に振らなかつた。しかし一五八六年七月に陰謀の明白な証拠が明らかになり、同年一〇月末に再び議会が召集されたのであつた。

議会開会直後にこの問題について若干の討議が行われた後、早くも一月四日には委員会が設置されている。⁽²⁴⁾(表3) 参照。枢密議官を除く四四名の委員の内九名が事前に本会議で発言しており、そのいずれもがメリーランドの処刑に賛成であった。その一人ジョブ・スロックモー

(表4) 1597年11月10日任命独占に関する法案審議委員会構成員

議事録に見られる氏名	HPT での記載名
all the Privy Council of being Member of this House	
Sir Francis Hastings	Francis Hastings I
Sir Edward Hastings	Sir Edward Hastings
Sir Henry Bromley	Henry Bromley
Mr. Foulke Grevil	Fulke Greville
Sir William Cornwallis	Sir William Cornwallis
all the Knight of the Shires	
Mr. Francis Moore	Francis Moore
Mr. Oldsworth	William Oldsworth
Mr. Lawrence Hide	Lawrence Hyde II
the Burgesses of Rochester	Edward Hoby
	Sir Thomas Walshingham
Mr. Robert Wingfield	Robert Wingfield II
Sir Robert Wroth	Robert Wroth I
Mr. Francis Bacon	Francis Bacon
Mr. Henry Yelverton	Henry Yelverton
the Burgesses of all Port Towns	
Sir Thomas Egerton	Thomas Egerton II
Mr. Nathaniel Bacon	Nathaniel Bacon
Mr. Henry Nevil	Henry Neville
Mr. John Bowyer	John Bowyer
Sir William Moore	William More
	Sir John Hart
the Knight and Citizens for London	John Croke
	George Sotherton
	Thoms Fettiplace
the Citizens for York	James Barkby
	Thomas Moseley
Mr. Tasbrough	Thomas Tasburgh
Mr. Jerom Horsey	Jerome Horsey
Mr. Davies	John Davies
Mr. Hubberd	Henry Hobart
Mr. Doctor Crompton	Thomas Crompton I
Mr. Finch	Henry Finch
Mr. Edmund Boyer	Edmund Bowyer
Mr. Hext	Edward Hext
Mr. Jackman	Henry Jackman
Mr. Hicks	Michael Hicks
Mr. John Harper	John Harpur
Mr. Angier	Francis Aungier
Sir William Howard	William Howard
Sir John Lewson	John Leveson
Mr. Bourcher	Henry Bourcher
Mr. Pembridge	Anthony Pembridge
Mr. Henry Lewsey	Henry Lindley
Mr. Conisbie	Humphrey Coningsby II
Mr. Jackson	Anchor Jackson
Mr. Portington	Roger Portington
Burgesses of Derby	Henry Duport
	Robert Stringer

(表3) 1586年11月4日任命メアリ・ステュアートに関する法案審議委員会構成員

議事録に見られる氏名	HPT での記載名
all the Privy Council of being Member of this House	
Sir William Herbert	Sir William Herbert
Sir Thomas Scot	Sir Thomas Scot
Sir Henry Gate	Sir Henry Gate
Sir William Moore	Sir William More
Sir Thomas Manners	Sir Thomas Manners
Sir Thomas Fairfax	Sir Thomas Fairfax
Sir Robert Jermin	Sir Robert Jermin
Sir John Petre	Sir John Petre
Sir Henry Cocke	Henry Cocke
Sir Henry Cobham	Henry Brooke alias Cobham I
Sir Henry Knyvet	Sir Henry Knyvet
Sir John Higham	John Heigham
Sir Thomas Stanhope	Sir Thomas Stanhope
Mr. Fortescue Master of the Wardrobe	John Fortescue I
Mr. Randal	Thomas Randolph
Mr. Osborne	Peter Osborne
Mr. George Moore	George More
Mr. Cromwell	Thomas Cromwell
Mr. Beal	Robert Beale
Mr. Wroth	Richard Wroth
Mr. Borlace	John Borlace
Mr. George Carie	Sir George Carey
Mr. Doctor. Stanhopp	Edward Stanhope II
Mr. Dale. Master of Requests	Valentine Dale
Mr. Francis Hastings	Francis Hastings I
Mr. Soliciter	Thomas Egerton I
Mr. Attorney of the Wards	Richard Kingsmill
Mr. Serjeant Snagg	Thomas Snagge
Mr. Morrice	James Morice
Mr. Sandes	Miles Sandys
Mr. Dalton	James Dalton
Mr. Bacon	Francis Bacon
Mr. Alford	Francis Alford
Mr. Barker	Edward Barker
Mr. Bainbridge	Robert Bainbridge
Mr. Throckmorton	Job Throckmorton
Mr. Cobett	Richard Corbet II
Mr. Palmes	Francis Palmes
Mr. Pate	Richard Pate
Mr. Skinner	Vincent Skinner
Mr. Amersam	John Agmondesham II
Mr. Edward Lukenor	Edward Lewkenor
Mr. Thynne	John Thynne
Mr. Hellyard Recorder of York	William Hilliard

た除去の内、最も公正なもの一つとなるであろう。⁽²⁶⁾」
という言葉に代表されるように、これらの演説はかなり激しい口調でなされたようである。さらに任命後に発言が記録されている議員も五人存在するが、おしなべて早期のメアリ処刑実現を望んでいる。こうしてみるとこの議題に関しては下院内の意見がほぼ統一され、女王に対し圧力をかけているように見える。しかしここで問題となるのは任命された委員数の多さである。この会期の総議員数四六八人に対しても四四人⁽²⁷⁾と、枢密議官を除いても四四人という人数は、当時の議員活動の低調さを考慮に入れるとかなり高い割合であると言える。エリザベスにメアリの処刑を迫るという目的を達成するためであれば、事前に態度を明らかにしている議員のみを任命するという策略も可能であったはずである。そうした目的からすれば危険を冒してまでも多数の委員を任命した意図は、どこにあつたのであろうか。

委員数の多さは、一五九七年の独占に関する法案を審議した委員会にも指摘できる。（（表4）参照。）一五九七年と一六〇一年の議会は政府が売却した特許権をめぐつて大いに紛糾したが、最初にこれを付託されたのが一五九七年一一月一〇日に任命された委員会である。この

議員会に任命される以前に議場で何らかの活動が認められる議員は、最初に発言したと思われるフランシス・モア以降そのいずれもが独占に強く反対しているものの、その数は合計で六人に過ぎない。⁽²⁸⁾個人名が判明するだけでも三七名が任命されているこの委員会において、その数は決して多いとは言えない。

むしろここで着目すべきは委員の選出方法である。前述の一委員会では、「全枢密議官」という記載以外全て個人名もしくは個人を特定できる官職名で委員の任命が行われていた。しかしこの委員会では「全枢密議官」の他、「州選出の全議員」「ロチエスター選挙区選出議員」「港湾都市選出の全議員」「ロンドン市選出議員」「ヨーク市選出議員」「ダービー選挙区選出議員」といったようく選挙区毎にまとめて任命された議員たちが存在しているのである。当時の「全州選出議員」が全員出席したと単純に仮定するだけで九二人にも上るのであるから、その全員が独占問題に強い関心を抱いていたとは考えにくいし、同じく全員が枢密院に懷柔されていたとも考えにくい。そうだとすれば委員任命の際の基準は、一体何であったのだろうか。

以上の調査は極めて限定的なものに過ぎないが、とも

あれそこから推測されるのは、委員会は参加しようと思えばどの議員でも参加できるかなり開かれた性質を有しており、いかなる意味でも委員任命に際しての働きかけは行われなかつたのではないことである。一五七一年にはノートンの法案をめぐつて激しい論戦が戦わされたが、しかしそうかといつて議員たちが二つの陣営に分かれるわけでもなく、最終的に委員となつた人々の意見は多様であつた。また一五八六年のメアリに關する法案においては、委員に任命される以前の議員たちの意見はごく少数しか知りえないが、その委員数の多さからすると、任命する議員の選択に当たつて何らかの意図があつたとは考えにくい。さらに当時の議員がそれほど活動的でなかつた点を考慮すると、委員任命の基準をその問題に対する個別的な関心以外に求めるのは困難である。またある特定の集団が委員会に付託された法案に対しても強い関心を持つと想定される場合、その集団の代表者が全体として任命されるべきであるという認識が、特に一六世紀末に生じてきたようである。⁽³¹⁾ そのような認識が端的に示されているのが一五九七年の独占に関する法案を審議した委員会であり、ロンドンやヨークなど特許権をめぐつて特に深い利害関係を有していると考えられた諸

地域の議員が、その選挙区の代表として任命されたのではないだろうか。⁽³²⁾ マンデンに従えば、枢密院もそうした集団の一つに數えられるであろう。それゆえ「委員会制度は、絶対主義との抗争期にあつた下院の有力な手段であり、下院が討論に彈力性を保障し、議長のコントロールを排除して、大権濫用を抑制するため諸事項を論議するには、格好の議事方法であつた」という言説は、少なくともエリザベス治世期においては決して正当化されないだろう。委員会制度の発展は、エリザベスの下で特に会期が短縮化され、なおかつ提出される法案は増加していくだろう。委員会制度の発展は、エリザベスの下で特にい議員を集め集中的に審議を行おうという、効率性の追求によつて促されたと考えるのが妥当であると思われる。

五・議長の権能

第二章の法案審議過程でも見たように、当時の下院における議長の制度上の地位はかなり高く、その権限は広範囲にわたつていた。審議する法案の順序は実質的に議長によつて決定され、どの議員に発言をさせるのか、どの時機に採決を行うのかも議長の一存に左右された。そ

して明文化された体系的な議事規則が存在しない以上、かなりの程度まで議長は自らの権限を自由に行使しえたのであるが、逆に言えばそれだけ議長にかかる議事運営の負担も過重なものであつたと思われる。⁽¹⁾

これまでのホイッグ的な議論においては、国王が事実上議長を任命していたことから、こうした議長の権限は勢力を強めてゆく下院を抑圧するものとして把握されてきた。例えばニールは次のように述べている。「枢密議官と議長との間には、政府が利害を有している法案に関して明らかに密接な協力関係が存在し、概してそうした法案は有利な時機を見計らつて読み上げられた。……また議長は質問のタイミングおよび枠組みを操作することで、大きな影響力を發揮した。……大部分の議長は政府の意向をより尊重していた。その議事進行によつて彼らは独立心の強い議員たちを満足させるのではなく、苛立させていた。」⁽²⁾さらに筒井信定はニール以上に極端な主張を行つてゐる。「……国王は議長の実質的な指名を確保した結果、院の独立の擁護者たるべき議長が逆に、院を追従の沈黙や卑屈な屈従の状態に引き下げることになつた。……議長は自らを危険から防衛しようとすれば、庶民院議員達を説得して、院の意見が国王の意思から離

れないよう努めるであろう。しばしば、議長は議員達の発言を誘導し、現実の発言と全く別の調子にまとめ上げたものであつた。この工作に失敗して、国王が怒るであろうと知りつつ、院の実^(マヤ)さいの意見を非常に和らげて国王に報告しようとしたことも事実である……。⁽³⁾しかし国王の手先となり下院を抑圧する議長の心像は、こうした論者自身も気づいているように、色々な面で史料との整合性を欠いている。ニールは「もし当時の日記が正確な印象を伝達しているとすれば、下院は読み上げる法案についての議長の選択に——もつともこれは全て重要な法案であつたが——ほとんど異議を唱えていない。」と述べており、筒井も「なお議長職は……一六世紀には、法律家が多く好まれた。これは、次第に複雑化する議会手続を理解し法に明るい人の中に院の指導者としての要素が見出されたからであつた。」⁽⁴⁾と述べている。もし議長が常に国王側に立ち、明らかに国王に有利になるよう法案読み上げの順序を決定していたのであれば、これに対するほとんどの下院から異議が出なかつたのは奇妙である。同様に下院の抑圧を目的として国王が議長を指名していたとすれば、「院の指導者としての要素」が重視されるはずがなく、明らかに自家撞着に陥つてしまつて

いる。これは論者が先入観で議長像を描き出してしまった結果、史料と齟齬を来たした結果と言える。

したがつて整合性の取れた議長像を抽出するためには、国王あるいは政府（枢密院）側が何を期待して多数存在した議員の中から特定の一人物を議長に選出したのか、

そして議長は実際の議事運営においてその期待に応えたのか、あるいは政府の意図とは関わりなく行動していたのか、といった問題を史料に沿つて検討してゆく必要がある。とはいへ、記録に残っているだけでも膨大な数にのぼる議長の発言および行動を逐一俎上に載せるのは不可能である。本章では、初めに選挙区および選出要因、獲得した官職といつた各議長の経歴について実際の状況に即して分析し、議長の選出基準についての考察を行う。次にそこから得られた推論を、議事録におけるいくつかの事例と照らし合わせて検討してゆきたい。

a. 各議長の経歴

下院の議長は会期毎に改めて選出が行われた。そのため、エリザベス治世期中に開催されたのは一〇議会であるが、会期としては一二会期存在するので議長数も延べ一二人となる。ただしジョン・パクリングは二回議長を

務めているので、総人数は一一人である。この一一人について、HPT および ODNB にもとづき、経歴をまとめたものが（表5）である。まず選挙区に着目し、議会への選出の時点で議長を選出するための政府による議席の確保という事例が存在したのかどうか検討してみよう。

以前の論考で筆者が明らかにしたように、当時の下院選挙区において地元に居住している人物の選出割合が最も高いのは州選挙区であり、また都市選挙区の中でも大都市ほどその割合が高く、一般に小規模な都市になるほどその割合は低下し、パトロンの指名した人物をそのまま受け入れる傾向が強かった。そして選出における威信の高さと当選の難易度もこれに比例していると考えられる。⁽⁶⁾ここで各議員が議長に選出された会期で当選した選挙区を筆者の区分に従つて分類してみると、州選挙区が二、都市1が五、都市2が三、都市3が一となつており、パトロンの指名を受け入れにくい選挙区から選出されている議員が過半数を超えていたのが分かる。実際に HPT の記述に従えば、延べ人数一二人の内自らの地元に対する影響力で当選したのが八人、パトロネージによるものは四人であると推定される。

では政府による選挙干渉の可能性があるこの四人につ

いて少し詳しく見てみよう。都市3に分類されるサセッタスのステニング選挙区から一五六三年の選挙で選出されているリチャード・オンズロウは、インナー・テンプルの縁故による当選だとと思われる⁽⁸⁾。しかし同年の会期で議長を務めたのはトマス・ウイリアムズであり、オンズロウは彼の死去に伴つて一五六六年の第二会期に議長に就任している。同じく都市3に分類されるウイルトシャーのルガーシャル選挙区から一五七一年の選挙で選出されているクリストファー・レイも、自身はウイルトシャーに何ら影響力を有しておらず、リンクーンズ・インにおける彼の友人であつたりチャード・キングスミルを通じての当選であると考えられる⁽⁹⁾。またジョン・パクリングは一五八四年一月一九日に自分の巡回裁判区であつたカルマルセン都市選挙区から選出されたが、その一週間前の一月一日にもおそらくは政府によつてベッドフォード選挙区からも選出されており、結局彼は後者からの選出を選択している。さらに次の会期である一五八六年の選挙では、空欄の選出状にバーリー卿ウイリアム・セシルが自らパクリングの名を記入するという事実上の指名によつて、サリーのガトン選挙区から選出されている⁽¹⁰⁾。つまりオンズローを除外すると、政府側のパトロネ

ージによつて議長職に就くために選出された可能性があるのは一二一人中三人のみで、残りの九人は自らの地元に対する影響力によつて当選してきた各会期の議員の中から、国王あるいは政府によつて何らかの基準に沿つて選択がなされたことになる。では彼らに共通する要素は何であろうか。

それは（表5）を見れば明らかのように、ガーグレイヴを除く全員が実務的な法律家であるという事実である。当時のジエントルマンにとって、大学と同じく法学院への就学は一種の社会的ステータスであり、実際に法廷で活躍する専門の法律家となるのはごく少数に限られていた⁽¹¹⁾。それゆえ必ずしも法学院に在籍していた者全てが法律に明るいというわけではなかつた。しかしガーグレイヴ以外は全員議長就任以前に法廷弁護士資格を取得しており、さらに各法学院で幹事を経験しているものが二人、同じく収入役が五人、評議員が五人、講師は一同が経験している。こうした法学院内の要職に就く者はごく少数に限られていたので、彼らは法律家の中でも特に高い地位にあつたと言える。また地方における職務を見ると、一人全員が治安判事を務め、またほとんどの人物が各都市の法律顧問官や顧問も経験するなど、実際に法律の

中央における職務	治安判事	法律顧問官	その他地方における職務
大法官府主事(エリザベス治世期)	治安判事(ヨークシャー、ウェスト・ライディング、1542年～)、同(ウェスト・ライディングおよびノース・ライディング、1547年～)、治安判事記録保管官(ヨークシャー、1559年～)、治安判事(カンバーランド、ダラム、ノーザンバーランド、ウェストモーランド、1561年～)	法律顧問官(キングストン・アポン・ハル)	封建的付随条件収入管理官(ヨーク、1519-20)、トマス・ダーシー卿家政執事(1521-37)、北部辺境府構成員(～1544年8月)、同辺境府副長官(1557年～)、対スコットランドウォリック伯軍収入役(1547年7月)、北部辺境府収入役(1557年7月)、高等宗務官(1561年)、辺境委員(1561年)、州長官(ヨークシャー、1565-6、1569-70年)、査閲官(ヨーク、1569年)、副軍察官(ポンテフラクト城、～1566年)、ヨーク主教座聖堂執事(1557年6月9日)、執事、ロードシップ、ソーク(soke)(ヨークシャー、ドンカスター市、～1571年)、財務府裁判所財産保全管理人(ヨークシャー、エリザベス治世期)
	治安判事(必要員、デヴォン、c. 1559年～)		代訴人(プリマス、1546年～)、フューダリ(デヴォンおよびエクセター、1559年)、補助税委員(1565年)
法務次長(1566年6月27日-1569年3月)、後見裁判所代訴人(1569年3月12日～)	治安判事(必要員、シュロップシャー、1562年～)、同(必要員、ミドル・セックス、1564年～)	法律顧問官(ロンドン、1563年6月13日-1566年6月)	ウェールズ辺境府構成員(～1560年-死去まで)、ランカスター公領府書記官(1561年-死去まで)、高等宗務官(1562年)
勅撰上級弁護士(1567年6月18日)、王座裁判所裁判官(1572年5月14日)、王座裁判所首席裁判官(1574年11月8日)	治安判事(リンカーンシャー、リンズイ区、1559年～)、同(同州、ケスティーヴン区、1562年～)、同(同州、ホラント区、1569年～)、治安判事記録保管官(ハンチンドンシャー、1579年～)、治安判事(北部諸州、ミドル・セックス、ノーフォーク)		顧問(リンカーン市、c. 1559年)、同(ヘンリー・ネヴィル、第五代ウェストモーランド伯、～1562年)、上級法廷弁護士(イースター、1567年)、アサイズ裁判官(ヨークシャー、1570年5月31日)、ランカスター公領裁判所次席裁判官(1570年6月13日)、執事(ヨークシャー、ウェザビー市、1559-63年1月)、高等宗務官(リンカーン主教区、1575年)、同(訪問、オックスフォード大学、1577年)、高等宗務官(同、1589年)
上級法廷弁護士(1577年1月22日)、財務府裁判所裁判官(1577年1月24日)	治安判事(必要員、ノーフォーク、1564年～)	法律顧問官(同、1561年～)	顧問(キングズ・リン、1566年)、穀物委員(1576年)、査閲官(～1576年)
上級法廷弁護士(1579年)、法務次長(1579-81年)、法務長官(1581年-9年)、民訴裁判所裁判官(1589-92年)、王座裁判所首席裁判官(1592年-1607年)、枢密顧問官(1599年)	治安判事(必要員、サマセット、c. 1573年～)、同(ミドル・セックス、1583年～)、同(ウィルトシャー、バッキンガムシャー、ノーフォーク、1594年～)、同(ベッドフォードシャー、ハンチンドンシャー、サフォーク、アイル・オブ・イーリー、ケンブリッジシャー、1600年～)、治安判事記録保管官(サマセット、c. 1594年～)	法律顧問官(ブリストル、1571年-2年)、同(ブリストル、1571年-c. 77年)	ランカスター公領裁判所次席裁判官(1581-9年)、高等宗務官(セーラム主教区、1599年)、ランカスター公領大法官(1601年)、ハイ・ステュワード(ダンウィッチ市、1602年)

(表5) 各議長の経歴

	選挙区	議長選出日時	ナイト位授爵年	学歴	法学院内職務
サー・トマス・ガーゲレイヴ (1495-1579)	ヨークシャー	1559年1月25日	1549年3月3日 (?)	グレイズ・インもし くはミドル・テンプル	
トマス・ウィリアムズ (c. 1514-1566)	エクセター	1563年1月12日		インナー・テンブル、 法廷弁護士資格取得 (1539年)	講師(インナー・テンブル、四旬節休延期間、1558年、1561年)
リチャード・オニズロウ (c. 1528-1571)	ステニング	1566年10月1日		インナー・テンブル、 法廷弁護士資格取得 (1554年以前)	評議員(インナー・テンブル、1559年)、講師(同、秋期休延期間、1562年)、幹事(同、1564-6年)
サー・クリストファー・レイ (c. 1522-1592)	ルガーシャル	1571年4月2日	1574年11月6日	ケンブリッジ大学バッキンガム(もしくはモードリン)学寮、 リンカーンズ・イン(1545年~)、法廷弁護士資格取得(1550年)	講師(リンカーンズ・イン、四旬節休延期間、1563、1567年)、収入役(同、1565-6年)
サー・ロバート・ペル (d. 1577)	キングズ・リン	1572年5月8日	1577年1月	ケンブリッジ大学(?)、ミドル・テンブル、法廷弁護士資格取得	評議員(ミドル・テンブル、1565年)、講師(同、秋期休延期間、1565年)、同(同、四旬節休延期間、1571年)
サー・ジョン・ポパム (c. 1531-1607)	ブリストル	1581年1月18日	1592年	オックスフォード大学ベイリオル学寮(?)、ミドル・テンブル、法廷弁護士資格取得	講師(ミドル・テンブル、秋期休延期間、1568年)同(同、四旬節休延期間、1573年)、収入役(同、1580年)

王座裁判所首席裁判官(1578-92年)、上級法廷弁護士(1580年)、勅撰上級法廷弁護士(1588年)、国璽尚書および枢密顧問官(1592年~)	治安判事(ハーフォードシャー、1575年~)、同(必要員、同州、1583年~)、治安判事(ウェールズ諸州および辺境州、1577年~)、治安判事(南西諸州、1590年)		顧問(セント・オールバンズ市、1587年)、ウェールズ辺境府構成員(1577年~)、カマーセン巡回裁判所単独裁判官(1577年-8年)、アサイズ裁判官(南西諸州、1590年)、ハイ・ステュワード(ソールズベリ市、1595年-死去まで)
同上	同上	同上	同上
法務長官(1577-80年)、上級法廷弁護士(1580年)、勅撰上級法廷弁護士(1590年)	治安判事(ベッドフォードシャー、c. 1569年~)	法律顧問官(ベッドフォード、c. 1569(?)~)	
法務次官(1592年6月~)、法務長官(1594年4月-1606年6月)、上級法廷弁護士(1606年6月)、民訴裁判所首席裁判官(1606年6月-1613年10月)、王座裁判所首席裁判官(1613年10月-1616年11月(罷免))、枢密顧問官(1613年11月-1616年6月(罷免)、1617年9月(復職)-1622年)	治安判事(ノーフォーク、1586年~)、同(サフォークおよびミドル・セックス、~1593年)、講師(ライオンズ・イン、1579-82年)	法律顧問官(コヴェントリ、1585年~)、同(ノリッジ、1586年~)、同(ロンドン、1591年-2年)、同(オーフォード、1593年~)、同(ハリッジ、~1604年)	大学執事卿(ケンブリッジ大学、1614年6月)
上級法廷弁護士(1589年)、勅撰上級法廷弁護士(1598年)、王座裁判所裁判官(1602年)	治安判事(ノーザンプトンシャー、c. 1573年~)、治安判事(北部諸州、1599年)	法律顧問官(ノーザンプトン、1568-99年)	ランカスター公領裁判所次席裁判官(1598年)、アサイズ裁判官(ヨークシャー、1599年)、高等宗務官(1603年)
上級法廷弁護士および勅撰上級法廷弁護士(1603年)、王座裁判所裁判官(1607年~)	治安判事(ブレコンシャー、ラドナー、グラモーガンシャー、c. 1594~)、同(必要員、同諸州、~1599年)、同(バッキンガムシャー、1591-3年)、同(ミドル・セックス、1596年)、同(必要員、同州、1601年)	法律顧問官(ロンドン、1595-1603年)	ウェールズ辺境府構成員(1594-1607年)、高等宗務官(1603年)、大学副執事卿(オックスフォード大学、1603年)

知識を生かす職務を実践していた。こうした状況から、国王あるいは政府は議長就任前までに法律業務遂行において既に十分な能力を有していると認められていた人物を、議長に指名していくと考えられる。もし政府に対する忠誠やパトロネージを重要視するのであれば、サーヴィアントと呼ばれるバーリーら枢密議官の全面的な庇護を受け下院議員となつた人物、ないしは下院に議席を有する枢密議官自身が議長を務めるのが適当であつたはずである。⁽¹²⁾にもかかわらず、議長の大多数は自らの地元に対する影響力で当選した議員の中から選択された人々であり、なおかつ政府が直接選出したと思われるレイパクリングも含めほぼ全員が実務的な法律家であつた。この事実に鑑みて、必要とされていたの

サー・ジョン・パクリング (c. 1544-1596)	ベッドフォード	1584年11月23日	1592年	リンカーンズ・イン (1559年～)、法廷弁護士資格取得(1567年)	副収入役(リンカーンズ・イン、1569年)、幹事(同、～1575年)、講師(同、四旬節休廷期間、1577年)
サー・ジョン・パクリング (c. 1544-1596)	ガトン	1586年10月29日	同上	同上	同上
トマス・スナグ (1536-1593)	ベッドフォード	1589年2月4日		グレイズ・イン(1552年～)、法廷弁護士資格取得(1554年)	講師(グレイズ・イン、秋期休廷期間、1563年、1574年)、評議員(同、～1574年)
サー・エドワード・クック (1552-1634)	ノーフォーク	1593年2月19日	1603年2月	ケンブリッジ大学トリニティ学寮(1567年)、文学修士号取得(1571年)。クリフォード・イン(1571年～)、インナー・テンプル(1572年～)、法廷弁護士資格取得(1578年4月)	講師(ライオンズ・イン、1579-82年)、評議員(インナー・テンプル、1590年5月～)、講師(同、1592年)、収入役(同、1596年)
サー・クリストファー・イエルヴァトン (c. 1537-1612)	ノーサンプトン	1597年10月24日	1603年2月	ケンブリッジ大学クイーンズ学寮(1550年～)、グレイズ・イン(1552年～)、法廷弁護士資格取得	講師(グレイズ・イン、四旬節休廷期間、1574年、1584年)、収入役(同、1579年、1585年)
サー・ジョン・クルク (1553 or 1556-1620)	シティ・オブ・ロンドン	1601年10月27日	1603年5月22日	オックスフォード大学、文学士号取得(1571年)。インナー・テンプル(1569-70年)、法廷弁護士資格取得	評議員(インナー・テンプル、1592年)講師(同、四旬節休廷期間、1596年)、収入役(同、1597年)

は単なる政府の手先となるような人物ではなく、徐々に複雑化してゆく議事規則を柔軟に運営できる人物だつたのではないかという推論が成り立つ。もちろんその運営の仕方に政府の意図やパトロネージが影響を与えるのは当然であるとしても、これがクライアントのパトロンに対する全面的な服従を意味しないのは、筆者が前稿で明らかにした通りである。¹³ここでさらに注目すべき点は、会期後まもなく亡くなつたウイリアムズ以外、法務長官、王座裁判所首席裁判官、勅撰上級法廷弁護士といった中央の法曹界における何らかの高級官職を議会閉会後に獲得するという、パトロネージの恩恵に浴している事実である。これが単なる議事運営の巧みさによる報賞なのか、あるいはそれを通じての政府に対す

る有利な働きかけの結果なのかを検討するために、次に議事録から若干の事例を取り上げてみよう。

b. 議長の行動および発言

従来の「政府の手先」としての議長像を比較的想起させるのは、バーリー卿の庇護に全面的に依拠して下院に選出されたジョン・パクリングである。彼はそれほど名高い家柄の出身ではなかつたが、弱冠二三歳で法廷弁護士資格を取得すると、一五七八年には三四歳にして王座裁判所首席裁判官に任命されている。こうして自らの法曹界における有能さによつて身を立てていつた彼に、バーリーによつて議長として白羽の矢が立てられたのである。それまで一度も下院議員に選出されていなかつたにもかかわらず、パクリングは一五八四年に前述の通りベッドフォードから選出され、議長に指名された。

こうした経緯からか、パクリングには政府と緊密な連携を保とうとする姿勢がしばしば見られる。一五八四年の会期は、途中から宗教問題が主要議題となつていった。同年一二月中頃から執拗な国教会批判がなされるようになり、おそらくその対処のために一五八五年三月一日に宮廷に召喚されたパクリングは、翌二日に次のように述

べてはいる。「従来陛下は私が諸君らの口であると認定されてきたが、それは我々に対して発せられた以下のようないい命令が注意深く異例の慎重さで遵守される限りにおいてである。すなわち我々は教会の事項に関する限りにおいても、宗教あるいは教義の改革においても介入してはならない、といいう命令である。⁽¹⁴⁾」ここでパクリングが女王や枢密議官の指示を受け、宗教問題に関する議論を避けようとしているのは明瞭である。これに対しても、「下院議員の中には議長を罷免すべきであると考えている者もいた。なぜなら議長は下院に知らせずに女王の下への出向をあえて企図したからである。また別の議員たちは、女王からのこうした命令の受諾を公然と拒絶すべきであると考えたなぜならそれは本院の自由に抵触するからである。」しかし結局は、「現陛下治世期第八年における、教会牧師のある種の不正改革についての制定法をさらに遂行する法」という題の下に法案が起草された。この法案が議長に提出された際に、下院議員の間で次のような結論が正式に付帯された。すなわちもし議長がこの法案の受諾を拒否するのであれば、最初にこの方針を計画した者たちが、事前に準備した演説によつて本院の自由を最大限に主張するであろう、と。⁽¹⁵⁾もちろんこうした叙述だけで

即座にパクリングが下院と常に対立関係にあつたと断定するのは早計であるが、彼が政府側の立場から行動する傾向が強いのは否めない。

というのも、同じくバーリーによつて選出された次の五八年の会期においても、彼には似通つた行動が多数見出されるからである。例えばこの会期の終盤である一五八七年三月一日には、ピーター・ウエントワースが下院の自由に関する質問をしようとしたが、その際パクリングは「先刻本院に提出された請願と祈祷書に関して、女王陛下の御意志が明らかになるまで、動議を行わないよう彼に要求した」が「ウェントワース氏は納まらず、自身の質問条項の読み上げを要求した。⁽¹⁶⁾」パクリングはしぶしぶ発言を認めたが、「国家の政体を変更せずに、議会の諮詢無しで国王や国家は継続し、存続し、維持されうるのか」といったような質問がなされるに至つて発言を中止させた。そして「パクリング氏はこうした質問を握りつぶし、サー・トマス・ヘンジにこの件を照会した。そしてウェントワース氏はロンドン塔へ送られた。⁽¹⁷⁾」なおかつ「この質問は全く提起されなかつた。」翌二日に、パクリングは以下のような演説を行つてゐる。「特に諸君らは女王陛下から以下の点に注意するよう命

ぜられております。すなわち一般にピューリタンと呼ばれてゐる者たちの抜け目の無い懇願に対し、決して配慮すべきではないし、時間を割くべきでもない、と。前回の議会は、こうした懇願に甚だ執拗に悩まされたのです。こういった類の者たちは、(神に取り憑かれたように)新たな長老集会 (eldership) を促進しようと努めます。が、彼らが行つてゐるのは教会およびコモンウェルスの善良な人々に対する単なる妨害に過ぎません。……」パクリーと極めて密接な関係にあつたパクリングにとって、たとえ下院議員の一部であつにせよ、ウエントワースのようにあからさまに女王や政府に対して反抗的な態度を見せる者は、かなり煩わしい存在であつたと推断される。このように、パクリングの議事運営はおおむね政府の意向に沿つてなされていたかに見える。

しかし他の議長においては、従来の議長イメージとは異なる発言や行動も多く見られ、むしろそうした傾向の方が顕著である。初めに、先程のパクリングの場合と同じくウエントワースが関係している事例を取り上げてみよう。一五七一年の会期で議長に選出されたのはロバート・ベルであった。⁽²⁰⁾ この会期終盤で、ロストウイスイー選挙区選出のロバート・スナッグの発言が、故意に歪

曲されて貴族院に伝達されるという事件が起きた。スナッグによれば、自分の発言の意図は「女王と貴族は彼ら自身の声のみを代表し、下院のナイトとバージエスは本王国の全ての平民を代表する」というものであつたが、これが「貴族が影であるとされ、コモンウェルスに関する事項を取り扱えないのは、貴族にとつて大変な不名誉である」という風に悪意から改変されたというのである。⁽²¹⁾ 下院に支持を求めたスナッグに対し、ウエントワースは「下院の自由は告げ口屋たちによつて侵害されており、したがつて彼らを見つけ出すために貴族院に使者を送りその情報を誰から受け取つたのか知る必要がある。」と述べ⁽²²⁾、それに続けて議長であるベルも「まさしくこの問題を考慮する必要があると考えた。というのも、我々が「告げ口屋たちを」叱責しないままでおけば、下院の信頼を損ねることになるからである。もし他に誰もなさいとすれば、そうした言動を叱責するのはまさに自分の義務であった。スナッグの発言を彼は十分に記憶しており、それは從来までの言説と同様の意図でなされたものであつた。すなわち貴族院は彼ら自身のみを代表し、平民は代理人によつて本院に代表されているということである。⁽²³⁾ もちろんパクリングがウエントワースの発言を

中止させた時と文脈は全く異なるが、この議論の過程においてベルはウエントワースの意見を受け入れているのである。その後「下院はそれほど満足できず、卑しくもこの情報の提供者が周知されるのを望む言明がなされるべきである、という同意を得た。」貴族院議員のほとんどは当然ジェントリたちのパトロンであり、こうした人々に公然と異を唱えるのは、将来の経験を完全にパトロネージに依存していたベルにとつて非常に危険な行為であつたはずである。もつとも決してベルが常に反抗的であつたわけではないのだが、しかしこの事例からも分かるように、彼は明らかにパクリングと比べて政府側とは距離をとつてゐるのである。

また王位継承が主要議題であつた一五六二年の会期において、自らこれに関する法案条項の起草を担当したトマス・ウイリアムズは、閉会の演説において次のような発言をしてゐる。「現時点で我ら全ての臣民と同じく私が畏れながら望むのは、（女王陛下治世下の）幸福です。それは陛下が心から幸福であると感じられる婚姻によつて、苦も無くもたらされるでしょう。」この後彼は歴史的実例を多數引用して議会の権能について弁じてゐるが、結論部分で再び結婚問題に立ち返つてゐる。「神よ、女

王陛下の心を婚姻に向けさせ給え。そしてこの婚姻が生みだす成果と嗣子に我らが見るであろう、挺然たる結実を祝福しもたらし給え。そうすれば陛下と臣民は、これまでのいかなる国王・女王にもまして長い繁栄の時を享受できましよう。⁽²⁶⁾」このようにウイリアムズの閉会演説はこの会期における下院の議論をかなりの程度反映しており、穏健な調子ではあるもののエリザベスに婚姻を迫る調子は失つていない。

さらに翌一五六六年の会期におけるリチャード・オングローブの閉会演説も見てみよう。オングローブはその全体の三分の一ほどを国家政体についての議論に当てている。最初に彼は選挙王制に対する世襲制を称賛し、選挙によって選出される教皇を非難している。⁽²⁷⁾こまではトマス・エリオット以来の伝統的な国制論の範疇であるといえるが、宗教問題を論じる箇所から趣を異にし始める。「自身が国王であるという点において、それゆえ神の特別な創造物であるという点において、国王はそれによつて神が誠実に崇拜され、また臣民が互いを傷つけ合わないような法を制定すべきであり、特に聖職者間に平靜をもたらし、神の言葉に抗うようなあらゆる有害で不適切な儀式を廃棄すべきであります。」「不適切な儀式の廃

棄」が急進的な教会改革の流れに棹さるものであるのは、ほぼ明らかである。さらに法と君主の関係をめぐる発言も、かなり刺激的である。「コモン・ローは神法と自然にもとづいており、したがって本王国を統治している三位階は各々お互いを認めているのです……コモン・ローによつて君主には多数の諸特権が与えられておりますが、しかしだからといって君主は道理もなく自らの意のままに金銭その他の事物を徴収したり恣意的な行動を取つたりできるわけではありません。」この言説は一七世紀に入つてからエドワード・クックが唱えるようになるコモン・ロー至上主義を想起させるが、どのような理論にもとづいていたのであれ国王の現前で国王大権の制限を明言するのは、極めて大きな危険を冒す行為と言える。そして最後に、ウイリアムズよりは幾分強い調子で、結婚についての女王の約束にも注意が向けられる。「また以前とは異なり女王陛下が結婚へとお気持ちを傾けられたことに対し、我々の最も慎ましやかな感謝を神に捧げます。陛下の婚姻は、神が陛下を天にお召しになる際に、我々を保護するためになされたのです。……神よ、女王陛下がこれまでアブラハムの信仰を守護してきたのと同様に、主と共にある子の願いを陛下に抱かせ給え、そし

てそのために婚姻という聖なる状態を即座に陛下に抱かせ給え。⁽²⁹⁾

もちろんここで取り上げたのはごくわずかな事例に過ぎない。しかしこの数例の発言や行動だけを見ても、議長が絶えず「議員達の発言を誘導し、現実の発言と全く別の調子にまとめ上げた」わけではないと認められるだろう。もちろん基本的にはパトロネージの枠の中で行動せざるをえなかつたために、パクリングに代表されるようには国王側に立つ行動が目を引く場合もあつた。だが彼らは常に国王の意趣に適う行動をしていたわけではない。むしろ多くの場合、下院の議論の内容を率直にあるいは自分の意見を付け加えて女王に伝達する議長の姿が目立つてゐる。さらに政府側が常に一枚岩であつたわけではなく、バーリーのような有力者、あるいは宮廷内の派閥抗争が議長の行動に影響を与えていた可能性も考慮に入らなければならないだろう。⁽³⁰⁾もっとも彼らは自らの行動について常にパトロンの指示を仰ぐわけにはいかなかつたはずであるし、またベルが行つたような貴族院に対する直接的な批判をも偶々か行つていた。結局のところ議長の発言や行動を概観してみると、各会期毎の議長間においてもまた同一会期中の個人としての議長においても、

何らかの一貫した実践理念があるようには思われないのである。これが逆説的に示しているのは、少なくとも議院内においては、議長による議事手続のかなり高度な自律的実践がなされていたのではないかということである。そして前述したように彼らの大部分が会期終了後に中央における官職の賦与という恩恵に与つてゐる事実と照合すると、やはり議長に期待されていたのは、会期が短いにもかかわらず議事手続はますます複雑となり、さらには提出される法案も増加しつつある状況において、その法律家としての知識を生かし巧妙に議事を運営する点にあつたのではないかと考えられる。⁽³¹⁾そして議長のこうした強大な権限は、下院の代弁者にして国王の代理人でもあるという二重の機能を履行する上で、それが明確に定義されていないがゆえにかえつて効果的に作用していたようである。少なくとも彼らには、国王の意向やパトロンとの関係、また議事進行における様々な状況さらには自らの意見に応じて、自分の権能を巧みに行使できる余地が残されていたのである。しかしエリザベスの晩年にはこの不安定な均衡の保持は困難になつてゆき、ジェームズ治世期になると徐々に議長権限の縮小が図られるようになつていつたと思われる。⁽³²⁾

六 結びにかえて

一六世紀後半のイングランド議会下院における議事手続が、かなり体系化されつつあつたのは事実である。だがそれは王権との対抗を目的として意識的に行われていったわけではなく、会期が短いにもかかわらず提出される法案が増加してゆくという状況にアドホックに対応するため、結果として生じたという可能性が強い。初期の委員会では意図的な委員の任命が行われず、その性質はかなり開かれたものであった。一六世紀末には前もつて任命される議員がある程度決定されているかに見えるが、これは委員会での最終的な決定に影響を及ぼすとする意図からではなく、設定された議題に利害関係のありそうな都市や地域の代表としての議員を任命すれば議論の能率が上がるのではないかという意図から形成された方途のように思われる。また議長はパトロネージの枠組みの中に捉われてはいたものの常に国王側に立つていたわけではなく、同時代のイングランドにおける中央や地方の他の官職と同じように、かなり各個人の裁量の幅が広く保たれていた。こうした議長の地位に変更を加えずにつきでできるかぎり議事を効率的に運用しようとすれば、

枢密院に可能であつたのは法律専門家の選出以外に無かつたのではないかと考えられる。

このように政治的な意図とは関係なく偶発的に行われた議事手続の整備は、その時代の状況に即した地点までしか進展しなかつた。厳密に定義されない領域を残した状態でも、エリザベスの治世下では議会運営が可能であつたからである。とはいえたとして政策の決定がかなりの程度まで各君主の個性に依存していた当時の国制においては、同一のシステムが永続的な安定性を保障されていていたわけではなかつた。これ以降の過程は本稿の検討範囲外であるが、いわば緩衝材として存置されていた曖昧な部分がジェームズの治世下において統治上の障害となつた可能性は十分に考えられる。とはいさらなる規律化に消極的だったのは国王ではなく、下院の側だつたようである。もちろん実際には慣習として一旦確立した制度は撤廃されず、全院委員会制度に見られるように一七世紀に入つてもなお議事手続の整備は続いた。だがランバートによれば、議員達は議事手続や特権の成文化が下院の地位向上にほとんど寄与せず、むしろ制限する可能性すらあると十分に認識していたのであつた。⁽¹⁾ ジェームズからチャールズへと治世が移り変わる頃には議会と

国王との間に明らかに認められたようになつてこられた不協和音は、議会が發展させた議事手続を武器に国王に対する決を挑んだために生じたのではなく、議会が保持しようとしたエリザベス朝的システムと初期ステュアート朝国王たちの統治方針との間の軋轢を示唆してゐるに違へぬかもしだれな。

—— (『法学新報』中央大学) 第六五卷第1号、一九五八年)、筒井信定「イギリス庶民院議員の地位 (一) (11)」(『経済理論』和歌山大学)、第三八号、第三九号、一九五七年)、同「イギリス国会議員の弁論の自由、免責特権 (二) (11)」(『経済理論』和歌山大学) 第八六号、第八七号、一九六五年)、藤田晴子「議院の自律権」(『日本憲法体系』第五卷、有斐閣、一九六四年)。

なお本稿脱稿後に花田達郎「エリザベス期庶民院における『議事手続の標準化』——議会手続を中心として——」(『西洋史論叢』早稲田大学) 第二八号、一九〇六年)、同「エリザベス期庶民院における『議会手続』」(『塔影』〈本郷中学・高等学校〉第四〇集、一九〇七年)を得た。

花田氏の論考は細かな部分で筆者と意見を異にするもの、一六世紀後半に議事手續が確立してしまつたところにおこりは本稿の結論と軌を一にしてゐる。

- (1) F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908. (小川眞次訳『エリザベス朝憲法』) 鶴文社、一九八一年)
 - (2) J. Redlich, *The Procedure of the House of Commons. A Study of its History and Present Form*, translated from the German by A. Ernest Steinthal, 3 vols., London, 1908, I.
 - (3) W. Notestein, *The Winning of the Initiative by the House of Commons*, London, 1924.
 - (4) W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, 13 vols., London, 1922-52, IV.
 - (5) A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926.
 - (6) 基本的に同様の視座に立つて、邦語文献として、エリザベス朝の議事手続の生成——絶対主義時代の下院議事手続
- (6) 基本的に同様の視座に立つて、邦語文献として、エリザベス朝の議事手続の生成——絶対主義時代の下院議事手続
- (6) 基本的に同様の視座に立つて、邦語文献として、エリザベス朝の議事手続の生成——絶対主義時代の下院議事手続
- (10) G. R. Elton, 'Parliament in the Sixteenth Century: Functions and Fortunes', in Id., *Studies in Tudor and Stu-*

art Politics and Government, III, Cambridge, 1983.

- (11) M. A. R. Graves, *The House of Lords in the Parliaments of Edward VI and Mary I. An Institutional Study*, Cambridge, 1981, pp. 141-172; Id., *The Tudor Parliaments, Crown and Lords and Commons, 1485-1603*, London, 1985, pp. 19-38.

- (12) T. K. Rabb, 'Revisionism Revised : The Role of the Commons', *Past and Present* 92, 1981, p. 62, n. 11.

2. 議事手続関連史料

- (1) 本稿で M. Dewar (ed.), *De Republica Anglorum by Sir Thomas Smith*, Cambridge, 1982. や引用する。以下 'Smith' と略す。元用紙数は回転のものとする。

- (2) V. F. Snow (ed.), *Parliament in Elizabethan England, John Hooker's 'Order and Usage'*, London, 1977. と同上。以下 'Hooker' と略す。元用紙数は回転のものとする。ただし本史料には同年に発行された二つの版が存在している。その違いは序文の文献欄にあり、一方は当時のアイル兰ハニ純督であったサー・チャーチル・ハイランウェイリードアリ、他方はエクセター市初回に歴任されたものである。

- (3) P. L. Ward (ed.), *William Lambarde's Notes on the Procedures and Privileges of the House of Commons (1584)*, House of Commons Library Document No. 10, London, 1977. 以下 'Lambarde' と略す。元用紙数は回転のものとする。ただし本史料は同時代に出版されたわけだ

せない、著者によるオリジナルの原稿も現存してこない。本稿で使用したのは現存してこむ一九の転写かの編者のカーディが再構成したものである。

- (4) W. R. McKay, *Observations, Rules and Orders of the House of Commons. An Early Procedural Collection*, House of Commons Library Document No. 17, London, 1989; W.

Hakewill, *The Manner How Statutes Are Enacted in Parliament by Passing of Bills*, London, 1641; Henry Elsing, *The Method of Passing Bills in Parliament*, London, 1685; Henry Scobell, *Memorials of the Method and Manner of Proceedings in Parliament in Passing Bills*, London, 1655. などある。

- (5) T. Smith, L. Alston (ed.), *De Republica Anglorum*, 1906. ページを取つ扱った文獻は数多く存在する。以下はそれを一部を挙げる。『國緯綱』の翻訳である。メトニ・ヒュトとされる Sir Thomas Smith : A Tudor Intellectual in Office, London, 1964. や同じく一冊の綱がある。此外、N. Wood, 'Sir Thomas Smith's New 'Moral Philosophy', in Id., *Foundations of Political Economy: Some Early Tudor View on State and Society*, Berkeley, Los Angeles and London, 1994. & A. McLaren, 'Reading Sir Thomas Smith's *De Republica Anglorum* as protestant apologetic', *Historical Journal* 42, 1999. などがある。

想——ト・スミスの議会内国王主権論——」(『島商大論集』第一巻第一号、一九六一年)などを参照。また近年では土井美徳『イギリス立憲政治の源流』(木鐸社、一〇〇六年)も詳細な紹介がなされている。

(7) *Oxford Dictionary of National Biography* (以下ODNB) (Sir Thomas Smith).

(8) L. Alston (ed.), *De republica*, p. xiii.

(9) 以トハシカの経歴に関する Snow, *op. cit.*, pp. 3-28. の趣 ODNB (John Hooker [Vowell]), P. W. Hasler, *The History of Parliament: The House of Commons, 1589-1603*, London, 1981 (以下HPT), II, pp. 333-335. も参照。

(10) ものの Modus が実際に著されたのは、四半期初頭であつたことからかわらず、フッカーはこれをエドワード七世の時代のものであるとしている。Snow, *op. cit.*, pp. 50-57.

(11) 「だからこそハーツフッカーが事実の確認に終始した」というわけではなく。特に「議会の威信、能力、権威、および議会の規則について」という章には、以下の言説に見られるように自らの思想がかなり反映されてゐると思われる。「議会は、本王国内において存在する、もしくは存在しうる、最高、至高、至上の法廷である。ところでも議会は三つの位階、すなわち国王、貴族、庶民に分離され、これによる全王国から構成されてゐるからである。」との三つの位階のいずれもが、議会内で決定され確立された全ての規則に従属してゐる。(Hooker, *op. cit.*, p. 181.)

(12) Ward, *op. cit.*, pp. 1-2. ハーツフッカードに關

しては、ODNB (William Lambarde), HPT II, pp. 429-432. を参照。邦語では佐々木信「チューダー朝アングロ・サクソン法研究史覚え書・W・ラムバード氏」(『法学論集』(駒澤大学))、第二回号、一九八一年)や清水祐司「ウイリアム・ランバードと地方・中央」(『史学』第六八卷第1-1号、一九九九年)がある。

(13) 「女王の婚姻と王位継承者の制限に関する請願」が「本稿の筆者であるW・L・の演説による繰り返されるべき提案されたものである」を起ぐられてゐる。Lambarde *op. cit.*, pp. 65-66.

(14) Ward, *op. cit.*, p. 5; M. A. R. Graves, "The Common Lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men-of-Business, 1584-1601", *Parliamentary History* 8, 1989, p. 197.

3. 法案審議問題

(1) Graves, *The Tudor Parliaments*, p. 24.

(2) Graves, *op. cit.*, p. 25. 下院における11回以内の読会で通過した法案の割合は、一五四七—一五五八年の間には全体の310%から40%の間を占めたが、一五八一年まで110%程度に減少してしまった。

(3) Hooker, *op. cit.*, p. 156.

(4) Hooker, *op. cit.*, p. 167.

(5) しかがって読み上げる順番の決定権は議長にあつた。

Hooker, p. 168.

(6) Lambarde, *op. cit.*, p. 61.

- (7) Dean, *Law-Making*, p. 21.
- (8) ハシ議員數はハーベークが原語ルートレーヴィのハーベークは正確に議員數を規定されたものには思われない。
- (9) Lambarde, *op. cit.*, p. 62. ハーベークは正確に議員數を数える際の手続にて詳細には触れてはないうが、スヌースの記述からするとフックーが第三讀会に関して述べた手續と同様であると推測される。Smith, *op. cit.*, pp. 83-84.
- ハーベークはハーベークに従ふが、証書するか委員会に付託するかを詰めた後、声による採決の段階では委員会付託という選択肢は消滅してしまふことになる。これに対し、スヌースは法案に部分的な修正を施す必要があると考へられの場合に委員会に付託されると漠然と述べてゐる。Smith, *op. cit.*, p. 84. したがつて正確にはどの時点で委員会くの付託が決定されるのか判然としないが、おそらくその時々の議長の裁量に大きく依存してゐたと思われる。
- (10) Hooker, *op. cit.*, p. 190.
- (11) Hooker, *op. cit.*, p. 189.
- (12) Hooker, *op. cit.*, p. 190; Lambarde, *op. cit.*, p. 67. ハーベークはハーベークの委員会審議を経た全ての法案が再び三讀会を経なければならぬとのよとに述べているが、これは実際の手續とは一致しない。

4. 委員会制度の成立をめぐる
 (1) Notestein, *op. cit.*, p. 36.
 (2) J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments 1559-1581*, London, 1953 (エリザベス1世の議事手続に関する論文集) p. 220.
 (3) Lambert, *op. cit.*, pp. 759-773; Id., 'Committees, Religion, and Parliamentary Encroachment on Royal Authority in Early Stuart England', *English Historical Review* 105,
- (17) Hooker, *op. cit.*, p. 162; Lambarde, *op. cit.*, pp. 80, 82.
 (18) Hooker, *op. cit.*, p. 180.
 (19) Smith, *op. cit.*, p. 84.
 (20) 一八世紀のハーベークの議事手続に関する論文集 P. D. G. Thomas, *The House of Commons in the Eighteenth Century*, Oxford, 1971, reprinted, Aldershot, 1992; S. Lambert, *Bills and Acts : Legislative Procedure in Eighteenth-Century England*, Cambridge, 1971. なども参照。
 (21) 全国川輪領のことは、マニ＝ラニー・ブルヤ、阿河雄一郎訳「王国統治における全国川輪領の役割」(1)恒宏之・阿河雄一郎編『トマシトナ・ルハーブの国家と社会——権力の社会史』三川出版社、1990(1991年版)を参照。ただし著者は王国統治に果たした全国川輪領の役割を肯定的に評価している。
 (22) 帝国議会のことは、石田光義「身分制としての帝国議会——一六世紀における議事手続を中心として——」(『早稻田政治経済学雑誌』第111号、1993年)を参照。

1990, pp. 60-95; C. Russell, *Parliament and English Politics, 1621-1629*, Oxford, 1979, pp. 38-41.

(4) ■ M. F. Keeler, 'The Emergence of Standing Committees for Privileges and Returns', *Parliamentary History* 1, 1982. 「**カハニギベ追封議に於て枢密議員が上院に於て投票する事例**、**枢密の権限を有する枢密議員が上院に於て投票する事例**」。

(5) R. C. Munden, "All the Privy Council Being Members of this House": A Note on the Constitutional Significance of Procedure in the House of Commons, 1589-1614', *Parliamentary History* 12, 1993, pp. 115-125.

(6) D. H. Willson, *The Privy Councillors in the House of Commons, 1604-1629*, Minneapolis, 1940, pp. 237-8.

(7) Lambert, 'Procedure', p. 767, n. 2.

(8) 「**枢密院が出席した委員会について記載する議院**」、「**出席者の半数以上が枢密院であります全員の枢密議員**」('All the Privy Council Being Members of this House') である議院のあらためてある。このようには実際に下院議員である全員の枢密議員が出席していた事実を保障するものではある。おだりかれた記述が無くなる場合でも、個々の枢密議官の名が委員会出席者に挙がっている事例が当然存在する。これは全体としての枢密院の出席が想定される状況であるからである。

(9) Notestein, *op. cit.*, p. 37.

(10) Munden, *op. cit.*, p. 125.

(11) Dean, *Law-Making*, pp. 22-27. 「**マーハザ用**」 |

KO | 井の余期に提出された題「カハル祭期間短縮法案」の委員会構成員任命をめぐる議論を用いての問題を検討してみよう。

(12) 各余期の主な議題に關しては、HPT, I, Appendix I-X. によれば、わざとさじて取つ上に於ける議論が多かった。「本院議員である全員の枢密議員」が枢密議員に任命されることは、

(13) ハイガラスの議院の議事録に關しては、Neale, EP I, pp. 225-234; G. R. Elton, *The Parliament of England 1559-1581*, Cambridge, 1986, pp. 181-185. が参照。

(14) 'Anonymous journal', from Trinity College Dublin, MS 535, f. 8 (T. E. Hartley (ed.), *Proceedings in the Parliament of Elizabeth I*, I: 1558-1581, Leicester, 1981 (以下 Hartley, *Proceedings*, I), pp. 203-204).

(15) Sir Simon D'Ewes, *The journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth*, London, 1682, reprinted in Shannon, Ireland, 1973 (以下 D'Ewes), p. 165.

(16) 'Anonymous journal', f. 9 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 204).

(17) 'Anonymous journal', ff. 18-19 (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 217-218).

(18) 'Anonymous journal', f. 15 (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 212-213). 実はカハトベトーマス・ハリントン議員がおらず、ハーフォーク公への文書を手取けたところのトマス・ハーリントン議員がなされたのは当然であった。HPT, II, p. 203.

(19) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 218).

217.).

(20) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 216.).

(21) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 217.).

(22) 総選区法案が並立するもへな形で制定法として成立し ペニン。 Elton, *op. cit.*, pp. 184-185.

(23) ハウス議院の審議過程記述 J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments 1584-1601*, London, 1957 (同上 EP II), pp. 103-145.

(24) D'Ewes, p. 394.

(25) D'Ewes, pp. 393-394. ベロラクヤードへの他、サー・チャーチル、サー・トマス・スコット、トマス・ハーヴィー、ハーマンズ・ダルトン、フランクス・エイコハ、フランクス・アルフォード、ハーナー・ベーカー、ロバート・グイングリッシュがそれぞれ発明した。

(26) HPT, III, p. 492.

(27) HPT, I, p. 84, Appendix VI. リチャード・ペー。

(28) 一五九七年の独立問題に關しては Neale, EP II, pp. 352-356. も、独立全般に關しては Dean, *Law-Making*, pp. 85-92. などを参照。

(29) D'Ewes, pp. 552-555. セアの他活動が記載されているのは、トマス・ペイステイングス、ロバート・ウェンガーフィールド、フランクス・エイコハ、ナサニエル・ペイコハ、ハーラン、ゲイビスの五人である。

(30) HPT, I, p. 94, Appendix IX. リチャード。

(31) したがってその集団に任命される個々の議員が、その法案に強い関心を抱いて居るとは限らない。実際本稿で取り上げた独立に關する委員会では、ハサウッド集団に含まれる議員たちが委員会前に発言した記録は残されていない。

なお独立の問題がこの会期の中心的な議題であったのは間違いないが、集団への委員会任命はこの委員会に特有の現象であったわけではない。同会期中におけるその他事例を幾つか挙げてみよう。一月八日に任命された武器・武具の保持に関する法案審議のための委員会には「全州選出議員」と「本院議員である全州の副統監」が、同日の過重な罰則法の廃止あるいは改革を検討する委員会でも「全州選出議員」が含まれており（以上 D'Ewes, p. 553.）一月二一日の貧者関連諸法を審議する委員会には「全上級法廷弁護士」「全州選出議員」「全シティ選出議員」の名前が見出せる。（D'Ewes, p. 561.）また特定の地域に關わる事項の場合、例えば一月二一日に任命されたイングランド東部地方における未開墾の沼沢地埋立法案審議のための委員会には、「ノーフォーク、ノーザンブリッジ、ハンティンドン、リンカーン、ケンブリッジ、サフォーク、セックス、サセ克斯、グッドフォードの州選出議員およびその州内の都市選出議員」が（D'Ewes, p. 567.）選出されている。ハサウッドのようないくつかの委員会任命は、一五九〇年代以降法案内容に關わらず広範に確認される。

(32) ハベラード議員が実際に全員出席したかどうか定かではな。しかし前述したように州選出議員が全員出席するという事態は、事実上ありえないようと思われる。個別の都市選出議員の場合は地域代表としての側面が強いためかもしれないが、全州選出議員の任命はその法案がそれだけ全王国的に関心が高かつたといふ事実を示してゐるのかも知れない。

(33) 清水、「イギリス議会における議事手続の生成」、四四頁。

5. 議長の権能

(1) 下院議長全般に関する J. A. Manning, *The lives of the speakers of the house of commons*, London, 1850; A. I. Dasset, *The speakers of the House of Commons*, London and New York, 1911. などがある。中身は議長 J. S. Roskell, *The Commons and their Speakers in English Parliaments 1376-1523*, Manchester, 1965. が詳細な研究を行っているが、残念ながら著者自身も同様にハサウエイ治世期に焦点を絞った研究は記述がない。

(2) Neale, *EHC*, pp. 395-396.

(3) 简井「イギリス庶民院議長の地位 (1)」二八—二九頁。

(4) Neale, *EHC*, p. 394.

(5) 简井、同、二九頁。

(6) 指稿「ハサウエイ治世期における議長の特質——議員と選舉区との関係を中心として——」(『史学』第七二一卷)

第三回・四回、一一〇〇-一一〇〇頁) 参照。

(7) 同、一九二—一九三頁参照。

(8) *HPT*, III, p. 154.

(9) *HPT*, III, p. 654.

(10) *HPT*, III, pp. 257-258.
ム——貴紳子弟教育機関としての——」同『絶対王政期イングランド法制史抄説』(創文社、一九九一年)所収、一一一一一一一三五一頁。

(12) 実際中世まで下院の顧問官が下院議長を務めるのが慣例であった。Roskell, *op. cit.*, p. 334.

(13) 指稿「ハサウエイ治世期における下院議席の創設(上)」(『史学』第七回卷第三回、一一〇〇-一二〇〇頁)、二二一—二七頁。

(14) 'Speaker's notes for his speech conveying the Queen's inhibition of proceedings on religion, 2 March 1585', from British Library (△BL), Harley MS 6853 (Hartley, *Proceedings*, II, p. 56).

(15) 'Sir William Fitzwilliam's journal', from Northamptonshire County Record Office, Fitzwilliam of Milton Papers 2, f. 33v (Hartley, *Proceedings*, II, pp. 183-184.).

(16) D'Ewes, p. 410.

(17) 'Peter Wentworth's speech and questions on the liberties of Parliament, 1 March 1587', from BL Cotton Titus F. i., f. 290 (Hartley, *Proceedings*, II, p. 322.), D'Ewes, p. 411.

(18) D'Ewes, p. 411.

(19) 'Part of Speaker's speech, 2 March 1587 (?)', from Queen's College, Oxford, 284, f. 35 (Hartley, *Proceedings* II, p. 332).

(20) ものの極端の 1 例で、母の命運に及ぼす影響が、王室の統治権と宗教の権力にまたがり、王室を批判しながらもやややわらかに、その命運で議政を務めた点にも注目される。HPT, I, pp. 421–422; ODNB (Robert Bell).

(21) 'Thomas Cromwell's Journal', from Trinity College Dublin, MS 1045, ff. 61v–62 (Hartley, *Proceedings* I, p. 403.).

(22) 'Thomas Cromwell's Journal', ff. 62 (Hartley, *Proceedings* I, p. 403.).

(23) 'Thomas Cromwell's Journal', ff. 62 (Hartley, *Proceedings* I, pp. 403–404.).

(24) 'Thomas Cromwell's Journal', ff. 63v (Hartley, *Proceedings* I, p. 406.).

(25) 'Closing proceedings and speeches, 10 April', from BL Cott. Titus F. i, f. 78 (Hartley, *Proceedings* I, p. 109.).

(26) Ibid., f. 79 (Hartley, *Proceedings* I, p. 110.).

(27) 'Proceedings and speeches at close of Parliament, 2 January 1567', from BL Cott. Titus F. i, f. 119 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 169.). ルバーハム・ハーモンによる「*議事録*」によれば、この年は「林麻衣子」「ルバーハム・ハーモン」として記載された。

(28) Ibid., ff. 119–119v (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 169–170.).

170.).

(29) Ibid., f. 120 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 170.).

(30) G. R. Elton, 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C. Haigh (ed.), *The Reign of Elizabeth I*, London, 1984.

参考文献。この視点に立つれば、もちろん議長とペーロハムの距離も勘案しなければならないだね。

(31) しかし特に十五九〇年代以降の命運に見られる所では、実際には全ての議長が議事を円滑に遂行できただけではなかつた。したがつて官職の賦与は議長を務めたところの事実のみに對してなれども、たゞじめ思われる。

なおグレーカスは、ボバムを除くリザーブ治世期後期の議長は、全て議会での職務を通じて官職の獲得を志す野心的な法律家サークルの中から選出されており、彼らの有する立法および弁舌の技術を必要とした枢密院と利害関係が一致してゐたのではなくかといふ興味深い見解を提示してゐる。Graves, 'The Common Lawyers', p. 195. ジの解釈によると、ペトロネーハムによる官職の配分と法律的技術の実践とが高次に融合する可能性が相対的に高かつたといふに似る。また本稿の検証結果からすれば、グレーカスが検討対象としているところ以前の議長におけるいの見解はある程度有効性を持つべしと思われ。

(32) Lambert, 'Procedure', pp. 773–775.

6. 議院議事録

(1) Lambert, op. cit., p. 781.